

表1 いじめ防止・対応のための具体的方策

1、いじめ防止に関すること			児童にかかわること	保護者にかかわること
			・世の中にはいろいろな考えをもっている人がいることを理解させる。(道徳・特活・総合) ・学級活動等の時間を活用して、インターネットの危険やモラルについて指導する。 ・「人権教育プログラム」「心のノート」や東京都道徳副読本等の資料を活用して、道徳教育の充実を図る。 ・正しい判断力(自己指導能力)を身に付けさせる。(道徳・特活・総合) ・進んで奉仕体験活動に取り組ませる。 ・児童朝会で校長が講話を行い、いじめは絶対に許されないものであることを伝える。	・自分のものや他人のものを大切に扱うように育てる。 ・スマートフォンやインターネットを使うルール作りを行う。 ・友達の気持ちを踏みにじったり傷つけたりすることの重大さを日ごろから児童に伝える。 ・地域での様々な体験を通して、集団の一員としての自覚や自信を育ませる。
2、いじめの早期発見に関すること			・日常的に休み時間等、子どもたちの過ごし方に気を配り、子どもが集団から離れて一人で行動している時は、声をかけて話を聞く。 ・個人面談やアンケートを実施したり、休み時間や放課後等を利用して、児童から情報を収集する。 ・スクールカウンセラー等による相談窓口を周知する。 ・上履き、机、椅子、学用品、掲示物等にいたずらがあったら直ぐに対応し、原因を明らかにする。 ・児童登校時は担任が教室で迎え、児童の様子を観察する。専科教員は学校内を巡視し、担任を補助する。	・子どもとの会話をできるだけ多くする。 ・服装等の汚れや乱れに気を配る。 ・子どもの持ち物に気を配り、無くなったり、増えたりしていないか観察する。 ・悩みは何でも親に相談できるような雰囲気を、普段から作っておく。
3、いじめの早期対応に関すること	① 暴力を伴ういじめの場合	いじめられた側	・本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的な被害についての確に把握し、迅速に初期対応をする。 ・休み時間や登下校の際も教師による見回りをし、被害が継続しない体制を整える。 ・いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。	・わが子を守り抜く姿勢を子どもに見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。 ・いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。
		いじめた側	・いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み事実を確認し、いじめをしてはいけないということを認識させる。 ・いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 ・カウンセラー、教育相談、児童相談所、警察等、関係諸機関と連携をとる。	・学校はいじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ・事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。 ・被害児童、保護者に対して適切な対応(謝罪等)をするように伝える。
	② 暴力を伴わない場合	いじめられた側	・本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的被害についての確に把握し、迅速に初期対応をする。 ・休み時間や登下校の際も教師による見回りをし、被害が継続しない体制を整える。 ・いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。	・わが子を守り抜く姿勢を子どもに見せるように伝える。 ・いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。
		いじめた側	・いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み事実を確認し、いじめをやめさせる。 ・いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 ・カウンセラー、教育相談等、関係諸機関と連携をとる。	・学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ・事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。 ・被害児童、保護者に対して適切な対応(謝罪等)をするように伝える。
	③ 行為が見えにくい場合	いじめられた側	・つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」を約束する。 ・本人や周辺から聞き取りを重視し、精神的なダメージについての確に把握し、迅速に初期対応する。 ・いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。	・わが子を守り抜く姿勢を子どもに見せるように伝える。 ・いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。
		いじめた側	・いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み事実を確認し、いじめをしてはいけないということを認識させる。 ・いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 ・カウンセラーと連携をとる。	・学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ・事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。
	直接関係のない場合		・傍観することはいじめに負担することと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させる。 ・友達のいいなりにならず、自ら意志で行動することの大切さに気付かせる。	・いじめに気付いた時、傍観者とならず助ける側の態度をとることができるような子どもに育てる。 ・いじめに対する考え方を理解してもらい、どんな場合でもいじめる側や傍観者になってはならないという気持ちを育てるように伝える。
各家庭での取り組み			・自分の子どもに関心をもち、子どものさびしさやストレスに気付くことができる親になれるよう啓発する。 ・父親の存在が大きく影響することを伝え、母親任せにしないで父親も子育てに参加するよう啓発する。 ・携帯電話やパソコンを使うルールを保護者と本人と話し合って決める。 ・保護者会、学校説明会等でいじめの定義、本校のいじめに対する方針を伝え、いじめに対する共通理解を図る	
地域での取り組み			・地域運営協議会においても本校のいじめに対する方針を報告し、共通理解を図る。 ・子どもたちを「地域の宝」として育てる意識をもち、子どもたちに地域から見守られているという安心感をもたせるようにする。 ・子どもたちと顔見知りになるために、子どもたちに出会った時はあいさつや声かけをお願いする。また、児童も地域の方、保護者に進んであいさつするようにする。 ・公園や遊び場などで子どもが困っている場面をみかけたら、積極的に声をかけていただく。	